

「特許審査基準解説」

～現行審査基準とその問題点について～

企業が研究成果である発明を的確に権利化するためには、審査の判断基準である審査基準を踏まえたうえで特許出願を行うことが必須です。特許の登録要件である新規性・進歩性に関する審査基準を把握することは、出願時に於ける登録査定を受ける為の指標となります。これにより拒絶理由通知を受けにくくなり登録率アップに繋がり、企業の知財活動をより効率的に展開することが可能となります。

本講座では、審査実務経験豊富な元特許庁首席審査長が、実務経験が1～5年の初心者を対象に、新規性・進歩性の詳細な審査基準のポイント及びその問題点について事例に基づき判りやすく解説します。

皆様のご参加をお待ちしております。

【主催】 一般社団法人大阪発明協会

【協力】 近畿知財戦略本部

【開催日】 平成24年10月16日（火）10:00～17:00

【開催場所】 大阪大学中之島センター 7階講義室702
大阪市北区中之島4-3-53 06-6444-2100

【講師】 高島 喜一 氏

（大阪工業大学 大学院知的財産研究科 教授）

（元 特許庁 特許審査第一部 首席審査長）

【定員】 40名（定員になり次第締め切ります。）

【参加料】 会員13,000円（一般20,000円）（テキスト代含、消費税込）

※ 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き（大阪発明協会法人会員のみ）

② (1) 3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。

(2) 聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします。

(3) 他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

※ なお、講義内容は昨年9月27日に開催された同タイトルのセミナーと同じものです。

【プログラム】

- ・ 特許法第29条第1項（特許の要件）の新規性の規定の趣旨
- ・ 新規性判断の対象となる発明、新規性の判断の基本的な考え方及び新規性判断の手法について
- ・ 特許法第29条第2項（特許の要件）の進歩性の規定の趣旨
- ・ 進歩性判断の対象となる発明及び進歩性の判断における留意事項について

以上について具体的事例を基に解説します。

-----切り取り線-----

大阪発明協会 企画サービスグループ行き		FAX 06-6479-3930	
初級～中級向け 知的財産セミナー			
申込書			
2012年10月16日開催		「特許審査基準解説」	
		申込日 平成 年 月 日	
会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所 〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。 ※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。			

お支払方法 (予納金・現金・銀行振込・郵便振替)

1. 請求書 (要 不要)

振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182

三菱東京UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472

郵便振替口座 00940-7-312572

2. 予納金処理の方 得意先コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会員・非会員の区別(法人会員・個人会員) 発明協会 一般